

## 参考 1

### 自治会の世帯規模の目安

本村は、いまなお人口の増加が続いており、都市部においては自治会会員数（世帯数）も増加し、自治会の中にも新たな住宅地が発生してきている現状にあります。

自治会コミュニティを推進するうえでは、旧来からの住民（居住者）と新たに移入した住民（来住者）が融和を図り、同じ帰属意識を持って活動することが望ましい姿であります。しかし、自治会の世帯数が増加し、自治会区域が拡大することで、居住者と来住者との交流があまり進まない状況もあり、このような場合は、新たな自治会組織を設置することが、当該地域のコミュニティの形成に有効となっています。

近年においては、昭和 63 年に巣子南自治会（382 世帯）、平成元年に元村東自治会（374 世帯）、元村西自治会（615 世帯）、平成 7 年法誓寺自治会（783 世帯）、平成 8 年国分自治会（449 世帯）、平成 10 年あすみ野自治会（529 世帯）、平成 16 年鶴飼温泉自治会（426 世帯）が発足し、新たな地縁組織として活動しております。

自治会活動は、人が基盤であり、住民がお互いに交流を促進しながら、住民の連帯意識の下で活動することが重要であり、そのような活動を可能とする自治会の世帯規模の目安を次のとおりとします。

#### 1 自治会の世帯規模の目安

概ね 500 世帯又は将来的に 500 世帯以上になることが見込まれること。

自治会	=	町内会 10 地区	×	50 世帯 / 町内会
町内会	=	10 世帯 / 班	×	5 班
	=	世帯主・家族構成が確認できる区域～ごみステーション区域程度		

#### 2 自治会発足の留意事項

自治会の発足に当たっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 歴史的に住民の地縁的なつながりがあり、帰属意識が醸成されていること、また振興住宅団地などの地域で将来的に帰属意識が醸成されると見込まれること。
- (2) 現在ある地縁的な人的なネットワークの継続に支障がなく、地域住民が新たな自治会（新自治会）の発足に理解を示していること。
- (3) 地域活動の主体となる自治会組織が確立され、十分に自立して活動を行えると見込まれること。
- (4) 地区集会所、コミュニティセンターなどの新自治会の活動拠点を有し、又は有することが見込まれること。
- (5) 現在の属する自治会（現自治会）からの分離独立の理解が得られ、又は理解を得ることに努めており、自治会区域及び世帯数が確認できること。

#### 3 自治会発足の手順

自治会設立発起人会 -- 町内会総会の議決、新自治会区域と世帯数の設定、村への事前確認  
地域住民の意向の把握など

現自治会の協議 ---- 現自治会の総会又は役員会の決議

現自治会の回答

現自治会との協議成立

現自治会の協議不成立

村と協議（区域と世帯数の調整確認）  
地域住民への啓発、役員構成、活動体制など  
新自治会設立総会  
地域活動の方針普及  
新自治会の設立の村報告

新区域内住民意向調査の実施

賛成半数以上

賛成半数未満

新自治会の未設置